

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 5 日

各都道府県・指定都市・中核市

生活福祉資金貸付制度主管部局・生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿
全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室長

新型コロナウイルス感染症の影響により本国等への
帰国が困難な外国籍の方への支援について(周知)

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本国等への帰国が困難となっている外国籍の方については、出入国在留管理庁において、在留期間の更新や、在留資格の変更等の対応を行っております。

自立相談支援機関における相談や緊急小口資金等の特例貸付等の相談において、外国籍の方が相談に来られた際には、必要に応じて別添の取り扱いを案内し、各地域の出入国在留管理局(別添)をご案内下さい。

各都道府県生活福祉資金貸付制度主管部局におかれては、都道府県社会福祉協議会及び管内市区町村生活福祉資金貸付制度主管部局へ周知いただき、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、管内市区町村(指定都市及び中核市を除く。)生活困窮者自立支援制度主管部局に周知し、市区町村生活困窮者自立支援制度主管部局におかれては、自立相談支援機関へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、全国社会福祉協議会におかれては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会への周知をお願いします。

出入国在留管理庁における在留資格の取扱いに関するポイント

1 「短期滞在」で在留中の方

→ 「短期滞在(90日)」の在留期間の更新を許可

2 「技能実習」、「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

→ 「特定活動(6か月・就労可)」への在留資格変更を許可

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

→ 「特定活動(6か月・週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可

※ 10月18日までは、対象を2020年に教育機関を卒業した元留学生に限定していたが、19日以降、「留学」の在留資格を有していた帰国困難者へ拡大。

4 その他の在留資格で在留中の方(上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む)

→ 「特定活動(6か月・就労不可)」への在留資格変更を許可

※ 具体的な取扱いに関しては、別添の資料をご覧ください。

また、下記 URL の出入国在留管理庁ウェブサイトでは、各国語版のご案内が掲載されています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html

在留資格等の手続に関するお問い合わせ先

- 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904
Immigration Information Center
- 札幌出入国在留管理局 011-261-7502
Sapporo Regional Immigration Services Bureau
- 仙台出入国在留管理局 022-256-6076
Sendai Regional Immigration Services Bureau
- 東京出入国在留管理局 0570-034259
Tokyo Regional Immigration Services Bureau
- 横浜支局 0570-045259
Yokohama District Immigration Services Office
- 名古屋出入国在留管理局 052-559-2150
Nagoya Regional Immigration Services Bureau
- 大阪出入国在留管理局 06-4703-2100
Osaka Regional Immigration Services Bureau
- 神戸支局 078-391-6377
Kobe District Immigration Services Office
- 広島出入国在留管理局 082-221-4411
Hiroshima Regional Immigration Services Bureau
- 高松出入国在留管理局 087-822-5852
Takamatsu Regional Immigration Services Bureau
- 福岡出入国在留管理局 092-717-5420
Fukuoka Regional Immigration Services Bureau
- 那覇支局 098-832-4185
Naha District Immigration Services Office

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する場合が対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細は[こちら](#)を御覧下さい。

1 教育機関において引き続き教育を受ける場合

在留資格「留学」に係る在留期間更新許可を受け、引き続き教育を受ける活動を行うことが可能。

⇒ 現在在籍している教育機関から転籍等して教育を受ける場合やこれまで在籍していた教育機関でない教育機関で教育を受ける場合も更新可能。

⇒ 専ら日本語教育を受ける場合は通常2年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

2 教育を受ける活動を行わない場合

(1) 「留学」の在留資格を有していた方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合は、在留資格「特定活動(6か月)」への在留資格変更許可が可能。

⇒ 就労を希望する場合は、資格外活動許可を受けなくとも、1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(2) 2020年に教育機関を卒業した留学生で「留学」の在留資格を有し、資格外活動の許可を受けている方が、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる場合

⇒ 卒業後であっても1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

3 卒業後の就職が決定している場合

要件を満たせば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更が可能。

4 卒業後も引き続き本邦内において就職活動を行うことを希望する場合(大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した留学生に限る。)

在留資格「特定活動」に係る在留資格変更許可を受け、卒業から1年間就職活動を行うことが可能。

⇒ 通常、就職活動を行う場合は卒業から1年間の在留が認められるが、これを超えて更新可能。

⇒ 資格外活動許可を受けた場合は、原則として1週につき28時間以内のアルバイトが認められる。

- ・留学生がアルバイトをするためには、入管の許可が必要です。通常、在留資格「留学」に係る在留期間が残っていたとしても、卒業等で学校を離れた後はアルバイトができません。
- ・本年5月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で帰国が難しい場合は、卒業の後でもアルバイトが可能な在留資格に変更することを特例的に認めることとしました。
- ・10月19日から、この措置の対象者の範囲を拡大しました。

	10月18日まで	10月19日から
対象となる元留学生	2020年に教育機関を卒業した帰国困難者	「留学」の在留資格を有していた帰国困難者
在留資格	特定活動	特定活動
在留期間	6か月	6か月
アルバイト	週28時間以内	週28時間以内

対象拡大

学校を途中でやめてしまった方や2019年以前に卒業している方も対象となりました。